

「神奈川県福祉の街づくり条例施行規則」の一部改正について

1 改正の理由

郵政民営化法（平成17年法律第97号）の施行により、神奈川県福祉の街づくり条例施行規則第12条第2号により「国等」として規定する「日本郵政公社」が平成19年10月1日に民営化するとともに、当該公社が解散する。

今回、公社の業務等を引き継ぐ日本郵政株式会社は建築基準法第18条の適用においては国とみなされないため、福祉の街づくり条例施行規則においても「国等」として規定しないこととし、規則から削除する。

証券取引法（昭和23年法律第25号）の改正により、神奈川県福祉の街づくり条例施行規則の別表第1の5の項で引用している証券取引法の「証券会社」が「金融商品取引業者」となることに伴い、規則の規定を整理する。

以上のことから、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

神奈川県福祉の街づくり条例施行規則（平成8年神奈川県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第12条中第2号を削り、第3号を第2号とし、以下1号ずつ繰り上げる。

別表第1の5の項(2)オ中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券会社」を「金融商品取引業者（同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」に改める。

3 施行期日

この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、別表第1の5の項(2)オの改正規定は、同年9月30日から施行する。